外国年金管理(インドネシア特許)

インドネシア特許法はWTOへの加盟、TRIPS条約の履行という流れで、近年何度か改正が 行なわれています。

まず、1997年5月7日施行の法律で、これは1989年の特許法を改正したものです。 現在の法律は、2001年8月1日に施行されたものです。

現在、パリ条約及びPCTに加盟しています。

インドネシア特許の年金に関する規定は以下のとおりです。

- 1.存続期間は出願日から20年です。登録日の入力時に存続期限はセットされます。 出願の手続言語はインドネシア語です。
- 2.優先権主張を伴う場合は、出願日から16ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。 同じく出願日から16ヶ月以内に優先権証明書の翻訳文も必要です。
- 3.優先日又は出願日から18ヶ月後に公開されます。
- 4.優先日又は出願日から36ヶ月後までに審査請求を行なう必要があります。 その日までに審査請求がなされなかった場合、出願は取り下げられたと見なされます。
- 5. 拒絶査定に対しては不服審判を請求することができます。 その場合の応答期間は拒絶査定から3ヶ月です。
- 6.特許庁は出願審査請求から36ヶ月以内に、登録査定又は拒絶査定を行なうように規定を設けて います。
- 7.「登録査定(特許付与の決定)」となった場合は、所定の期間内に、必要な手数料(公報発行料) を納付する必要があります。この期間は、登録査定から3カ月です。(この期間は仮です) この手数料は、年金ではありません。
- 8.料金の納付は「設定納付」の手続きで行います。 設定納付の入力を行なうことで、登録査定時にセットされた納付期限は解除されます。 年金の納付ではありませんので、ここでは、納付年数の入力はありません。
- 9.登録にて「登録日」「登録番号」及び「納付年」の入力を行ないます。 納付年の初期値は「1」となっていますので、ここで出願からの累積の年数を入力します。 この年数については、現地代理人が通知してくるものと思われます。

年金期限の起算日は、「出願年の登録日に該当する日」となります。

仮に、出願日が 2005/02/02 で登録日が 2007/05/05 だった場合、年金起算日は「出願年の登録日 に該当する日」で、2005/05/05 となります。

今回は3年分の納付となり、次回の年金期限は、出願年の登録日に該当する日(2005/05/05)から3年後の2008/05/05となります。

登録の入力では、年金起算日に「出願年の登録日に該当する日」をセットし、初年度からの年数を入力することで、次回の年金期限の計算を行なうようにします。

KEMPOS上では以下のように扱います。

(パリルートの場合)

- 1.出願時に出願日から3ヶ月後の日付を優先権証明書提出期限及び同翻訳提出期限にセットします。 同時に、出願日から36ヶ月後の日付を審査請求期限にセットします。
- 2.登録査定の入力で、納付期限を計算・セットします。(?ヶ月後)
- 3. 設定納付の入力で、納付期限をクリアします。
- 4. 登録の入力で、登録日・登録番号及び納付年数を入力します。納付年の初期値は1です。 ここで年金起算日の設定・納付年の丹生y録・次回年金期限の計算を行ないます。
- 5.登録後の年金の納付は、年金期限(各年度の登録日に該当する日)の前までに、納付します。 納付した年数(初期値は1)分だけ期限が更新されます。

(PCTルートの場合)

- 通常の特許と異なるPCT用の出願種別はありません。
- 2. 国内移行の入力時に、審査請求期限・存続期限の計算を行ないます。
- 3. 国内移行後の扱いはパリルートの場合と同じです。

(パリルートの場合)

1.インドネシア特許の出願種別の設定は以下のとおりです。



- ・存続期間は出願日から20年です。
- ・年金期限の起算日は登録日です。
- ・年金起算区分は「ID 特許型」です。 これは、「出願年の登録日に該当する日」を年金起算日に設定するとなります。
- ・初回の年金は1年です。登録時の納付年度として初期値1がセットされます。
- ・2回目以降は、各年度の登録日の日までに次年度分の年金を納付します。

2. 出願の入力

・出願は「出願(審)」を使用します。



・出願の入力で、審査請求期限(優先日又は出願日から36ヶ月)がセットされます。 優先日が2006/01/10ですので、それの36ヶ月後となります。



3. 登録査定及び特許料の納付

インドネシア特許の登録査定(特許付与)に関する規定は以下のとおりです。

審査の結果、出願が特許の要件を満たしていると判断された場合、特許庁は特許査定を行い、 ? ヶ月以内に特許料を納付するように出願人に通知します。

特許要件を満たさないと判断された場合、拒絶査定となります。

出願人は、拒絶査定に対して3ヶ月以内に審判請求を行なうことができます。

KEMPOSでは、特許査定は「登録査定」で入力します。 登録査定入力時に、3ヶ月後に「設定納付」期限をセットします。

その後、設定納付の入力を行なうことで、期限が解除されます。

3-1.登録査定の入力

登録査定は、「登録査定(納付期限の計算あり)」を使用します。

10	カンドキンチ	番且	▼ 正朔太開	▼「山棚女用」	
ID	インドネシア	審査	→ 登録査定	▼ 登録査定(設定納付期限の計算あり)	
ID	イボネシア	宗 杏	■ 設定納付	■ 設定納付(納付年数入力がし)	

納付期限は「-3」(3ヶ月)で設定します。

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	国内外国国内外国国
~	インドネシ" ▼	ID特許 ▼	登録査定(設定納付期限の計算	設定納付	手続日 🔻	-3 -3
	70 10 1 0 0		_			00 00

登録査定の入力画面です。

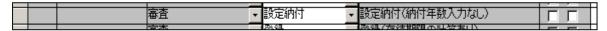
88	出願手続:フォ、	- L					_ X
	経過手続	登録査定	_				転記
			New Edi	t Del	ete II)S提出	#AoC
▶	厂 IDS 追	完 期限補正	_	請求書	提出書	通知状	受任票
	査定日	2008年8月4日	経表示 ☑	DNTrn			添付DN
						Г	
			送付日 受領日	<u> </u>		-	
			担当者] [· I	印刷済厂	1
	設定納付	2008年11月4日	文書名				
	最終期限		備考				

登録査定入力後の出願台帳の画面です。 設定納付期限がセットされています。



3-2.設定納付の入力

設定納付は、「設定納付(納付年数の入力なし)」を使用します。



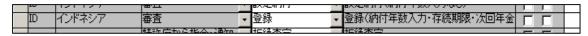
設定納付の入力画面です。



- ・納付年数(年金)の入力はありません。 特許料(公報発行料)のみの納付です。
- ・この入力で設定納付期限がクリアされます。

4.登録

・登録は「登録(納付年数入力・存続期限・次回年金期限の計算あり)」を使用します。





・納付年数には、予め「1」がセットされています。



・納付年数を「4」に変更します。



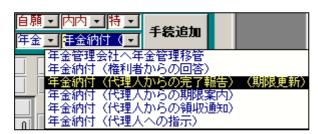
出願年の登録日に該当する日(2006/04/04)が年金起算日にセットされました。

登録入力後の出願台帳画面です。



- ・納付年には「4」がセットされます。
- ・年金起算日には「2006/04/04」(出願年の登録日に該当する日)がセットされています。
- ・存続期限には「2026/06/06」(出願日から20年後)がセットされます。
- ・年金期限には「2010/04/04」(登録日から1年後)がセットされます。

- 5.登録後の年金の納付。
 - ・次回の年金納付は、登録日から1年後(年金起算日から4年後)までに行います。
 - ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。





「納付報告」入力後の出願台帳の画面です。



- ・納付年は「5」に更新されています。
- ・年金期限は「2011/04/04」に更新されています。